

市川市告示第 254 号

平成 19 年市川市告示第 37 号を廃止し、平成 16 年市川市告示第 17 号を次のように変更する。

令和 8 年 9 月 29 日

市川市長 田 中 甲

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第八号、同法第 53 条第 1 項第六号、同法第 56 条第 1 項第一号による同法別表第三（に）欄の五の項及び同法第 56 条第 1 項第二号二の規定に基づき、市川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を定める区域並びにこれらの数値を別紙のように変更し、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。

なお、その関係図書は市川市街づくり部建築指導課において閲覧に供する。